

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国におかれでは、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、一般財源総額を確保するとともに、同計画における歳出特別枠を維持すること。
- 2 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策誘導手段として用いることは避けること。また、地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- 3 国と地方の間の税財源配分のは正を図り、まずは国と地方の税源配分を5対5とするとともに、その中で市民税のより一層の充実を図ること。
- 4 固定資産税の安定的な確保を図り、償却資産に対する課税等について現行制度を堅持すること。
- 5 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- 6 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣